

◎新潟県教育委員会告示第7号

新潟県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年新潟県教育委員会規則第14号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。

なお、平成17年4月新潟県教育委員会告示第15号は、廃止する。

平成29年10月6日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

法令又は条例等の名称	条項
新潟県情報公開条例（平成7年新潟県条例第1号）	第5条及び第16条
新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）	第5条及び附則第8項